

特例

企業立地にかかる支援メニュー

名寄市では、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、企業立地促進条例に基づく助成金や固定資産税の優遇制度を用意しています。

今回、王子マテリア株式会社名寄工場稼働停止による経済的損失から、早期に地域経済を再生させ、雇用の創出を図るため、**「名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例」**を制定しました。

【期限】

令和9年3月31日

【対象業種】

**不動産賃貸業・管理業
を追加**（一覧表は裏面に記載）

【区域】

**地域未来投資促進法に基づく名寄市基本計画
に定める重点促進区域**（王子マテリア(株)名寄工場敷地）



【施設整備助成】

助成の種類	新設、移転又は増設のための投資額が 2,500万円以上	新たに5名以上の常時雇用者 が増加
事業所設置助成	補助率 30% ⇒ 80% 限度額 2,000万円 ⇒ 4,000万円	補助率 30% ⇒ 80% 限度額 5,000万円 ⇒ 9,000万円
環境施設整備助成	補助率 30% 限度額 100万円	-

※ 国及び北海道等の補助を受ける場合については、投資額、事業費から補助金を除いた額に市の補助率を乗じた額
※ 操業開始から10年以内に休止・廃止したり、市税を滞納した場合には助成等が取り消されることがあります

【事業所賃借料助成】

対象要件：事業所に在住する常時雇用者数が5人以上で、事業所の面積が80㎡以上
補助率：50%
限度額：500万円/年（2年間）

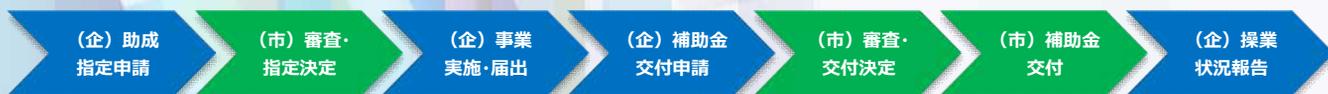
【雇用奨励助成】

対象要件：新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上
補助額：新たに採用した常時雇用者数×30万円（2年間）

【課税の免除】

優遇措置：固定資産税の免除（3年間）

【申請フロー】



【問い合わせ先】

名寄市役所産業振興室産業振興課 名寄市大通南1丁目1番地
TEL：01654③2111 E-mail：ny-sangyo@city.nayoro.lg.jp



企業立地促進条例／特例条例の対象業種（日本標準産業分類）

大分類	中分類	補助金		税優遇		備考
		促進 条例	特例 条例	過 疎 法	地 域 未 来 法 ※	
農業・林業	農業	●	●			植物工場のみ該当
漁業	水産養殖業	●	●			
建設業	総合工事業	●	●			
	職別工事業（設備工事業を除く）	●	●			
	設備工事業	●	●			
製造業	食料品製造業	●	●	●	●	
	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）	●	●	●		
	繊維工業	●	●	●		
	木材・木製品製造業	●	●	●		
	家具・装飾品製造業	●	●	●		
	パルプ・紙・紙加工品製造業	●	●	●	●	
	印刷・同関連業	●	●	●		
	化学工業	●	●	●		
	石油製品・石炭製品製造業	●	●	●		
	プラスチック製品製造業	●	●	●		
	ゴム製品製造業	●	●	●		
	なめし革・同製品・毛皮製造業	●	●	●		
	窯業・土石製品製造業	●	●	●		
	鉄鋼業	●	●	●		
	非鉄金属製造業	●	●	●		
	金属製品製造業	●	●	●		
	はん用機械器具製造業	●	●	●		
	生産用機械器具製造業	●	●	●		
	業務用機械器具製造業（武器製造業を除く）	●	●	●		
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	●	●	●		
	電気機械器具製造業	●	●	●		
	情報通信機械器具製造業	●	●	●		
輸送用機械器具製造業	●	●	●			
その他の製造業	●	●	●			
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	●	●			
	ガス業	●	●			
	熱供給業	●	●			
情報通信業	通信業	●	●			
	放送業	●	●			
	情報サービス業	●	●			
	インターネット付随サービス業	●	●			
	映像・音声・文字情報制作業	●	●			
運輸業・郵便業	道路旅客運送業	●	●			
	道路貨物運送業	●	●			
	航空運輸業	●	●			
	倉庫業	●	●			
卸売業・小売業	運輸に附帯するサービス業	●	●			
	各種商品卸売業	●	●			
	繊維・衣類等卸売業	●	●			
	飲食品卸売業	●	●			
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	●	●			
	機械器具卸売業	●	●			
その他の卸売業	●	●				
不動産・物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業		●			
学術研究・専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	●	●			
	専門サービス業（他に分類されないもの）	●	●			
	広告業	●	●			
宿泊業・飲食サービス業	技術サービス業（他に分類されないもの）	●	●			
	宿泊業	●	●	●		旅館業法に係る旅館・ホテル営業・簡易宿所営業のみ該当
生活関連サービス業・娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	●	●			一般公衆浴場業・その他の公衆浴場業のみ該当
サービス業	職業紹介・労働者派遣業	●	●			
	その他の事業サービス業	●	●			コールセンター業のみ該当

※ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定により、承認地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者